

市町村男女共同参画計画 策定マニュアル

平成 20 年 3 月

岩 手 県

はじめに

少子高齢社会の急速な進展や経済活動の成熟化、人びとの価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中であって、女性も男性も、その性別に関わりなく、家庭や職場、地域などにおいて、お互いが支えあいながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現が求められています。

そういった男女共同参画社会の実現のためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割は極めて重要であり、各市町村は、男女共同参画の視点に基づく総合的かつ計画的な施策を推進していくことが必要です。

また、「男女共同参画社会基本法」においては、市町村における男女共同参画計画の策定を努力義務として規定しているほか、「いわて男女共同参画プラン」では、女性も男性も自らの意思で自分の人生を選択でき、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる、個人の人権が尊重される社会の実現を基本理念に掲げるとともに、平成22年度までにすべての市町村において計画を策定することを主要な指標のひとつとして掲げ、本県における男女共同参画社会の実現に向けて具体的な施策を展開しているところです。

この度、各市町村における男女共同参画計画策定の更なる促進を図るため、「市町村男女共同参画計画策定マニュアル」を改定いたしました。

21世紀の社会における最重要課題である男女共同参画社会の実現のため、本書を大いにご活用いただくとともに、各市町村において計画策定に向けた積極的な取り組みと計画策定後の施策を着実に推進されるようお願い申し上げます。

平成20年3月

岩手県生活環境部青少年・男女共同参画課

総括課長 遠藤 譲 一

目 次

市町村男女共同参画計画策定チェックシート

．なぜ男女共同参画計画が必要か	
1．男女共同参画計画策定の心構え	1
(1) まず理解しなければいけないこと - 男女共同参画社会とは何か	1
(2) 男女共同参画社会基本法の示すもの	2
2．なぜ市町村男女共同参画計画を策定するのか	4
(1) 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組みの必要性	4
(2) 地域性に根ざした住民活動の効果的指針の必要性	4
．準備段階	
1．組織体制	5
(1) 担当部局の体制	5
(2) 庁内体制	5
(3) 庁外体制	7
2．計画策定の期間と予算	8
(1) 策定期間	8
(2) 予算	8
．基礎調査	
1．世界・日本・岩手県の動き	9
(1) 世界の動き	9
(2) 日本の動き	9
(3) 岩手県の動き	10
2．地域の状況	13
(1) 把握すべきデータ	13
(2) 分析のモデル例	15
(3) 公開されているデータベース	25
3．住民意識調査の実施	26
(1) 住民意識調査の流れ	26
(2) 調査票の作成	26
(3) 実施方法の決定	30
(4) 調査分析	32
(5) 結果の公表	35

. 施策と事業	
1. 計画の構造と体系	35
(1) 男女共同参画計画の性格	35
(2) 計画の総合性	35
(3) 計画の構造	36
2. 計画策定の実行手順	38
(1) 計画策定の流れ	38
(2) 計画策定の方法	39
. 計画の進行管理	
1. 計画推進の組織体制	53
(1) 担当部局	53
(2) 庁内組織	53
(3) 庁外組織	53
2. 進行管理	54
(1) 事業実施のP D C A	54
(2) 数値目標の達成状況の把握	54
(3) 住民の意識調査	54
3. 広報・啓発活動	55
(1) 概要版の配布	55
(2) 出前講座などの開催	55
(3) メディアの活用	55

参考資料

1. 男女共同参画社会基本法
2. 男女共同参画基本計画体系図
3. 男女共同参画社会づくりのための意識調査票
4. 用語解説

市町村男女共同参画計画策定

チェックシート

市町村男女共同参画計画を策定するには、次のことが重要と考えられます。

男女共同参画計画は総合的な計画ですが、総花的にならず、地域の実情にあったその地域らしい計画とすることが大切です。

計画策定にあたっては、住民の参加や意見聴取を十分行い、策定過程そのものを住民の意識啓発や男女共同参画社会の理解や普及の機会とすることが大切です。

施策には、具体的数値目標を設けることが大切です。計画を実効性あるものとするためには、事業効果を数値で把握していくことが大切です。

作った計画が絵に描いた餅にならないように、進行管理していくことが大切です。数値目標の点検や事業の進捗状況を毎年度調査し、達成状況を確認し、課題を整理していくことが大切です。

それでは、チェックシートで確認しながら、計画策定の手順を理解していきましょう。

章	チェック項目	ページ
計画策定の必要性	Q1 「男女共同参画社会とは何か」を理解していますか。 a) はい Q2へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	1
	Q2 「男女共同参画社会基本法」の意義、趣旨などを理解していますか。 a) はい Q3へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	2~3
	Q3 男女共同参画計画策定の意義を理解していますか。 a) はい Q4へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	4
準備段階	Q4 男女共同参画推進の担当セクションはありますか。 a) 男女共同参画政策専門セクションがある Q5へ進んでください b) 企画部等が兼務している } 該当ページを参照してください c) 担当セクションがない }	5
	Q5 計画策定にあたり、総合的な調整組織や実際の検討を行う庁内組織を設置していますか a) はい Q6へ進んでください b) いいえ 該当ページを参照してください	6
	Q6 計画策定にあたる庁外組織として、懇話会を設置していますか。 a) はい Q7へ進んでください b) いいえ 該当ページを参照してください	7
	Q7 計画策定の期間を定めていますか。 a) はい Q8へ進んでください b) いいえ 該当ページを参照のうえ、策定期間を見直してください	8
	Q8 計画策定に必要な費用について、予算計上していますか。 a) はい Q9へ進んでください b) いいえ 該当ページを参照してください	8
	Q9 男女共同参画社会に係る世界・国・県の動きを把握しましたか。 a) はい Q10へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	9~10
	Q10 男女共同参画社会に関連する用語について理解していますか。 a) はい Q11へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	巻末資料
	Q11 男女共同参画社会に関わる地域の現況について統計データより把握をしていますか。 a) はい Q12へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込んだうえで、自市町村統計に基づき分析してください	13~14

章	チェック項目	ページ
基礎調査	Q12 住民意識調査の実施を検討していますか。 a) はい Q13へ進んでください b) いいえ 住民意識調査実施の検討をしてください。	26
	Q13 住民意識調査の実施方法は決まりましたか。 a) はい Q14へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	30～31
	Q14 住民意識調査の調査票は作成しましたか。 a) はい もう一度該当ページを参照し、調査票作成の視点を確認したうえ、実施方法に沿って調査を実施してください。 b) いいえ 該当ページを読み込んだうえで作成してください	巻末資料
	Q15 意識調査の分析について、方針は決まっていますか。 a) はい もう一度該当ページを参照し、分析の視点を確認しましょう b) いいえ 該当ページを読み込んだうえで分析を行ってください	32～34
施策と事業	Q16 計画の構造と体系について理解していますか。 a) はい Q17へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	35～37
	Q17 計画策定の4つのステップを理解していますか。 a) はい Q18へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	38
	Q18 ステップ1の『課題の把握』はできましたか。 a) はい Q19へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	39
	Q19 ステップ2の基本的視点を設定しましたか。 a) はい Q20へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	39
	Q20 ステップ2の「目標」あるいは「施策の基本的方向」を設定しましたか。 a) はい Q21へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	40
	Q21 「目標」あるいは「施策の基本的方向」ごとに現状や課題をまとめましたか。 a) はい Q22へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	41～42
	Q22 「目標」や「施策の基本的方向」ごとに「施策の展開方法」を設定しましたか。 a) はい Q23へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	43
	Q23 「施策の展開方向」ごとに問題や課題を整理しましたか。 a) はい Q24へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	44～47

章	チェック項目	ページ
	Q24 ステップ3における庁内照会を実施しましたか。 a) はい Q25へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	47
	Q25 庁内各課への事業照会の成果をもとに「施策の展開方向」に沿った「事業」の貼り付けと立案はできましたか。 a) はい Q26へ進んでください b) いいえ もう一度Q24に戻り立案の方法を確認し、進めてください。	48
	Q26 パブリックコメントの方法について検討しましたか。 a) はい 住民の皆さんから広く意見を聴取してください b) いいえ 該当ページを読み、方法等を検討してください	49
	Q27 ステップ4の「数値目標」について検討しましたか。 a) はい Q28へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	50～51
計 画 の 進 行 管 理	Q28 計画推進の体制は整備しましたか。 庁内推進体制 a) はい 庁外の推進体制についてはどうですか b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	53
	庁外推進体制 a) はい Q29へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	53
	Q29 進行管理の方法は決まっていますか。 a) はい Q30へ進んでください b) いいえ 該当ページを読み込みましょう	54
	Q30 策定した計画をどのように住民に広報しますか。 a) シンポジウム等により広く広報する b) ダイジェスト版を作成し、配布する c) 広報誌に掲載する d) ホームページに掲載する	55
自市町村に最適な方法によって 住民への広報を実施してください		